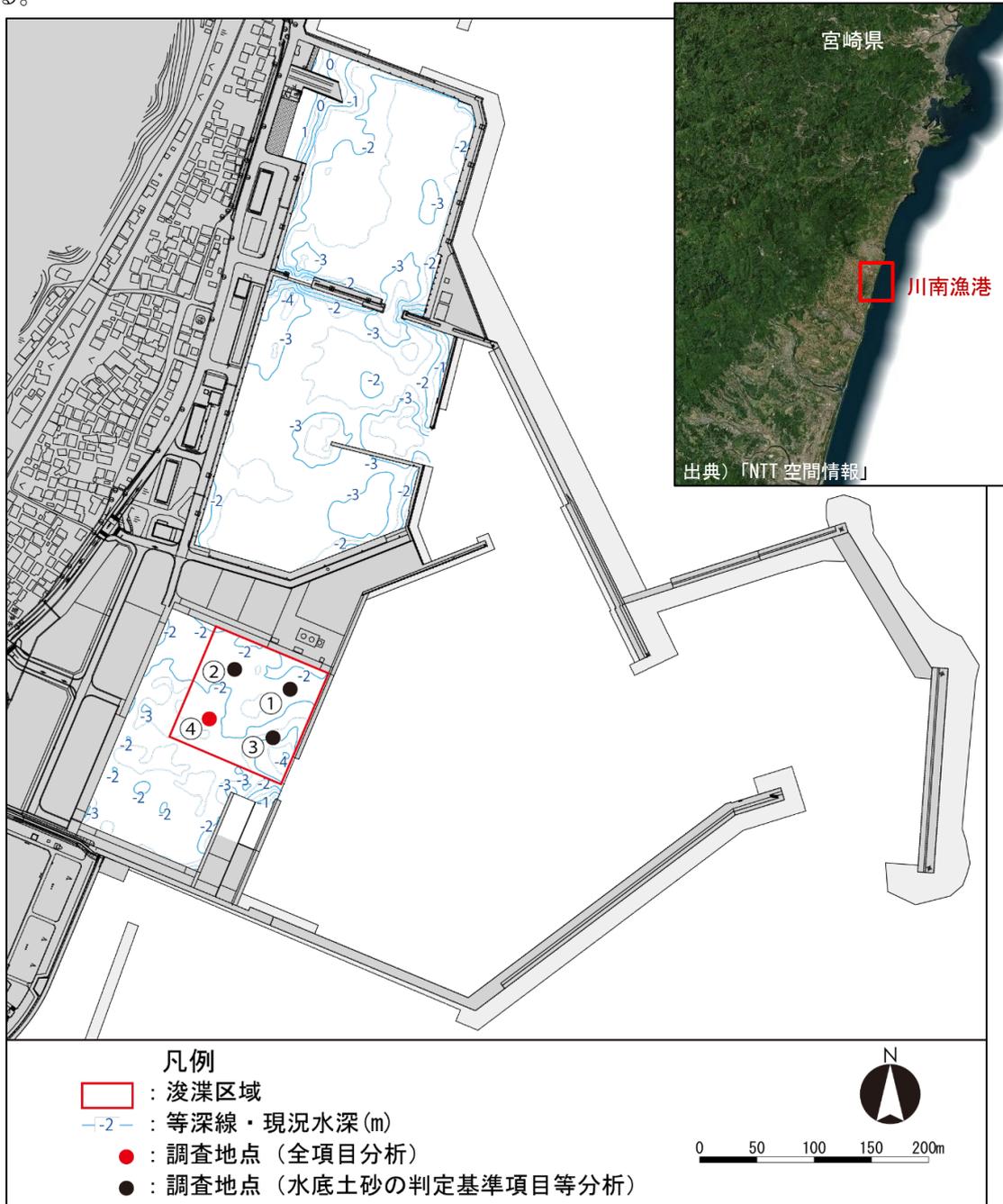


## 別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

### (1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は宮崎県川南町に位置する川南漁港（第二種漁港）の図-1.1 に示す範囲であり、浚渫する水底土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための土砂試料採取位置は図-1.1、試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数は表-1.1 のとおりである。



備考) 現況水深は、令和2年9月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は令和2年以降浚渫を実施していない。また、底質調査を実施した令和6年7月に水深値を測定し、令和2年9月の測量時と大きな違いはないことを確認した。

出典)「基盤地図情報」(国土地理院、<https://fgd.gsi.go.jp/download/terms.html>)より作成

図-1.1 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

表-1.1 試料採取地点と採取層の概要

試料採取日 令和6年7月17日

調査地点	現況水深(m)	浚渫土厚(m)	コアの層数	備考
①	-2.5	2.0	4	水底土砂の判定基準項目と強熱減量分析
②	-2.5	2.0	4	〃
③	-2.5	2.0	4	底生生物以外全項目分析
④	-2.0	2.5	5	全項目分析

備考) 1. 表中の調査地点 No. は、図-1.1に対応している。  
2. 採取層の基準面は D.L. で、L.W.L と同一である。

## (2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分しようとする水底土砂の特性を把握するため、試料採取を行った地点を前出図-1.1に、分析結果を表-1.2に示す。

底質試料採取地点は、浚渫区域全体の土砂の特性を網羅できるよう、50m 間隔の均等配置の考え方に基づき水平方向の採取地点4地点を設定した。また、鉛直方向における性状を把握するため、採取深度を浚渫深さ(4.0m+余堀0.5m=4.5m)までとして、50cm 層厚で試料を採取した。

図-1.1において●で示した1地点(④)を代表点として選び、水底土砂の判定基準に係る項目に加え、物理的、化学的、生化学的・生物学的特性項目の分析を実施した。当該箇所を代表点とした理由は、泊地中央の最も土砂が堆積している地点を調査することで、浚渫区域の状況を確認できると判断したためである。また、泊地出入口に最も近い地点③において水底土砂の判定基準に係る項目に加え、物理的、化学的、生化学的項目の分析を実施し、航路からの流入土砂の性状を把握した。①、②は水底土砂の判定基準項目と強熱減量のみ分析した。

以上により試料採取を実施し、水平方向及び鉛直方向の土砂の性状を把握したことから、分析結果が浚渫区域全ての水底土砂の代表性を有していると考えた。

表-1.2の分析結果より、全ての項目について「水底土砂に係る判定基準」<sup>※1</sup>を下回っている。また、浚渫区域は宮崎県の日向灘沿岸に位置することから、「指定水底土砂」<sup>※2</sup>に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年 法律第136号)第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

なお、実際の浚渫時には監視計画に基づいて改めて調査を実施し、判定基準への適合状況を確認する。

### ※1. 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年 総理府令第6号)により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」(昭和46年 政令201号)より定める「特定水底土砂」の判定基準。

### ※2. 「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域(田子の浦港、三島・川之江港の2海域)から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が20%未満である土砂を指す(「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成17年 政令第209号)、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定」(昭和48年 環境庁告示18号)関連)。

表-1.2(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年7月17日

項目	単位	① 0~50cm	① 50~100cm	① 100~150cm	① 150~200cm	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.014	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.34	0.44	0.40	0.22	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.10	0.13	0.088	0.091	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

判定基準の出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号)及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」(昭和46年政令第201号)

表-1.2(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年7月17日

項目	単位	② 0~50cm	② 50~100cm	② 100~150cm	② 150~200cm	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.008	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.37	0.41	0.34	0.16	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.044	0.014	0.054	0.12	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

判定基準の出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号)及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」(昭和46年政令第201号)

表-1.2(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年7月17日

項目	単位	③ 0~50cm	③ 50~100cm	③ 100~150cm	③ 150~200cm	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.008	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.39	0.40	0.44	0.31	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.066	0.11	0.17	0.051	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

判定基準の出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号)及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」(昭和46年政令第201号)

表-1.2(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年7月17日

項目	単位	④	④	④	判定基準	判定
		0~50cm	50~100cm	100~150cm		
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.26	0.26	0.39	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.038	0.080	0.16	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

判定基準の出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号)及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」(昭和46年政令第201号)

表-1.2(5) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年7月17日

項目	単位	④	④	判定基準	判定
		150~200cm	200~250cm		
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.007	0.020	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.16	0.13	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.094	0.037	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

判定基準の出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号)及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」(昭和46年政令第201号)